

新たな過疎対策法の制定について

平成 21年 11月
奈良 県

【提案先】総務省・農林水産省・国土交通省

提案事項

平成22年3月末に現行過疎地域自立促進特別措置法が失効することから、引き続き過疎地域の総合的な活性化を推進するため、新たな過疎対策法の制定に向けて、以下の事項について提案する。

○新たな過疎対策の理念の確立

過疎地域が果たしている多面的・公益的役割(国土保全、水源の涵養、食料・エネルギーの供給、自然とのふれあいの場の提供等)を正しく評価し、新しい過疎対策の理念(自律と連携・協働による地域経営)を確立すること。

○現行過疎地域の指定の継続

過疎地域の指定要件と指定単位については、基本的に現行の過疎地域を引き続き指定すること。

○過疎対策事業債の対象範囲の拡大

地方交付税の充実、強化により、過疎地域市町村の財政基盤を確立し、併せて、過疎対策事業債について、財政措置を堅持するとともに、現行法では対象外の事業(幼稚園整備等)やソフト事業(医師確保等)にも充当できるよう対象範囲を拡大すること。

○維持・存続が危ぶまれる集落の支援策の充実・強化

維持・存続が危ぶまれる集落の活性化に集落住民が主体的に取り組めるよう、必要な支援策(集落を支える人材の育成確保、コミュニティビジネスの立ち上げなどIターン者・NPO等との協働による集落運営を促す施策等)を充実・強化すること。

○医療の確保、交通の確保等各種生活基盤の確立

医療確保対策(自治医大の定員増や県負担金への財政支援)、交通確保対策(バス等公共交通機関の利便性向上のための取組等)、学習環境の整備(ITを活用した学習環境の向上)等を、広域的事業による対応も含めて積極的に推進すること。

○産業の振興、雇用の場の確保

地域産業である農林水産業のブランド化等活性化及び過疎地域への企業の進出や起業を促進するための施策を強化するとともに、産業活動の活性化に必要な京奈和自動車道をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。また、過疎地域の雇用確保を目的として県等が行う企業用地造成事業などを広域過疎対策事業と位置づけ、過疎対策事業債の対象とするなどの支援を行うこと。

現状と問題点

1. これまでの取り組み

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、「奈良県過疎地域自立促進方針・計画(後期)」(H17～21年度)を策定し、過疎地域の自立促進を目的に過疎対策を推進。

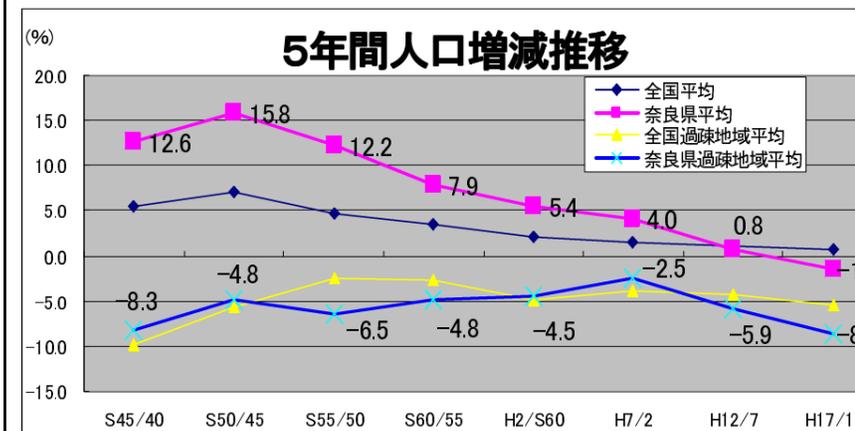
本県の過疎地域

大和高原地域及び五條・吉野地域 14市町村



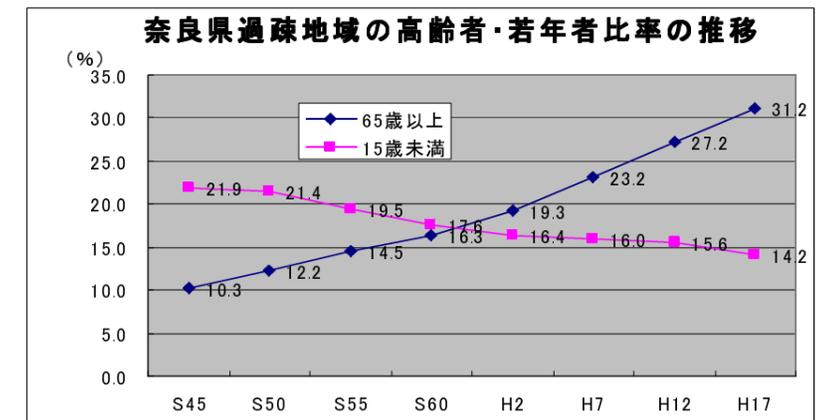
一般国道168号七色高架橋

2. 本県過疎地域の現況



しかし、本県過疎地域においては、全国過疎地域の平均を上回る人口減少をはじめ、高齢化の進行、若年層の流出など多岐にわたる課題を抱えており、厳しい現状にある。

このため、現行「過疎地域自立促進特別措置法」の失効後も、引き続き総合的な過疎対策が必要である。



【県担当部局】 地域振興部地域づくり支援課

1. 奈良県の過疎地域の概況

(1) 過疎地域市町村数及び面積

- 過疎地域市町村数 14市町村（県全体39市町村の35.9%）
- 面積 2,683.93km²（県総面積3,691.09km²の72.7%）

うち可住地面積	94.65km ²	可住地面積比率	3.6%
林野面積	2,349.63km ²	林野率	87.6%

図表1 奈良県の過疎地域市町村

